

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月27日（火）13:30～

2. 開催場所 伊江村役場 2階 小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	2番	棚原	貴光
	3番	知念	雄二
	5番	大城	孝美
	7番	大城	進
9番	玉城	正芳	

農地最適化推進委員	東江	良和
	玉城	政和
	儀間	徹

欠席委員	6番	大城	貴子
	8番	西江	正

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 工事完了報告について
- 第7 議案第5号 利用状況報告について
- 第8 議案第6号 農用地利用意向調査について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長	<u>大城 篤</u>
事務補助	<u>亀里 大樹</u>

## 令和4年第8回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和4年第8回農業委員会総会を開会致します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中7名、農地最適化推進委員3名中3名、出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中7名、農地最適化推進委員3名中3名、出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に7番大城委員、9番玉城委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1申請人、●。申請地、●。登記地目、原野。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、原野。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、原野。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、原野。現況地目、畑。地積●㎡。計●㎡。計●坪。転用目的、●です。No.2申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡、計●坪。転用目的、●になります。農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。No.1意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された区域で、●隣接している。拡張する部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えていないので転用については、許可相当と認める。No.2意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、村の●位置し住宅地からも離れていて、●しても地域の農業に何の影響もなく、また周辺耕作者の同意を得ていることから適当と認める。」以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし、進行おねがいします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。●坪。転用目的、●。農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●集落内に位置し本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域で、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が、40%を超える農地となっております。転用については許可相当と認める。」以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「非農地証明について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第3号、非農地証明について」。を説明します。No.1 申請人、●。申請地、●。登記地目、山林。現況地目、原野。面積、●㎡。所有者、●。以

上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。(14:43)

議長 再開いたします。(14:48)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6、議案第4号「工事完了報告について」。を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第4号、工事完了報告について」。説明します。No.1 転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、沖縄県指令北振第●号。転用許可地の所在、●。転用目的、●。転用面積、●m<sup>2</sup> (全面積●m<sup>2</sup>)。工事期間、着工 ●、完了●。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。No.2 転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、●。転用許可地の所在、●。転用目的、●。転用面積、●m<sup>2</sup> (全面積●m<sup>2</sup>)。工事期間、着工 ●、完了●。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。No.3 転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、沖縄県指令北振第●号。転用許可地の所在、●。転用目的、●。転用面積、●m<sup>2</sup> (全面積●m<sup>2</sup>)。工事期間、着工 ●、完了●。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第7、議案第5号「利用状況報告について」。を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第5号、利用状況報告について」。説明します。No.1 転用事業者、●。転用許可条項、農地法第4条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、沖縄県指令北振第●号。転用許可地の所在、●。転用目的、●。転用面積、●m<sup>2</sup>。全体面積、●m<sup>2</sup>。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第8、議案第6号「農用地利用意向調査について」。を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第6号、農用地利用意向調査について」。説明します。上記の件について、令和4年9月6日、9日、12日に実施した農用地利用状況調査により、別紙の農地を遊休地として認定し、土地所有者に対して農用地利用意向調査を実施してよいか可否の意見を求めます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

1番 休憩をお願いします。

議長 休憩致します。(15:03 休憩)

議長 再開致します。(15:15 再開)

議長　　これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員　異議なし。

議長　　異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。  
令和4年第8回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間　　15：15

署 名

会 長　　玉城 増生　　印

7 番　　大城 進　　印

9 番　　玉城 正芳　　印